

安心して出産を迎えるために

妊娠の届出

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

医療機関で出産予定日が確定したら、子育て支援課窓口で妊娠の届出を行ってください。母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票などを併せて交付します。

母子健康手帳の交付・面談

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

母子健康手帳とは、妊娠中の経過や、出産の状況、お子さんの健康や予防接種の記録など、妊婦の方やお子さんのための大切な健康手帳です。妊娠の届出の際に交付します。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【受付場所】子育て支援課窓口

【受付日時】毎週月曜日（祝日を除く）午後1時～午後5時

※事前にご連絡ください。受付日時以外の日時に關しては要相談となります。

【持ち物】①妊娠届出書及び妊婦一般健康診査受診票交付申請書（記入し、持参ください）

②妊婦の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（個人番号通知カード等）

※配偶者の住所地が町外の場合、配偶者の個人番号も必要です。

③本人確認できる書類

<1点で可>個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）など

<2点以上必要>健康保険証、年金手帳など

※代理人（委任代理人）が届出する場合は、上記①、②に加え、代理人の③が必要です。また妊婦本人が記入した委任状も必要になります。



◀令和7年度発行
金ケ崎町
母子健康手帳

車用ステッカー▶
（母子健康手帳発行時に
配布しています）



母子健康手帳を交付後の面談の流れ



- ① ご記入いただいた「妊娠届出時アンケート」を元に、出産・育児に向けて面談を行います。
- ② 「マタニティ・子育てプラン」を考え、出産や育児への見通しを立てていきます。
- ③ 妊娠中や出産後に利用できるサポートや事業について説明します。

出産応援給付金

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【給付額】妊婦 1 人あたり 50,000 円

妊婦一般健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊婦一般健康診査は、妊婦の方や赤ちゃんの健康を確認する大切な健診です。

妊娠週数に応じて健診の間隔や回数が決まっています。母子健康手帳交付の際に最大 1 4 回分の妊婦一般健康診査受診票と子宮頸がん検診 1 回分の受診票を交付します。妊娠週数に応じて医療機関に提出し受診してください。

費用は 1 4 回目までは無料です。また、1 4 回分の受診票を使い終わり、出産予定日を過ぎて 1 5 回目の妊婦健診を受診した場合や、多胎児を妊娠された方の健診費用についても助成していますので、子育て支援課で申請手続きを行ってください。

★転出・転入・県外へ里帰りをする時は 1 0 ページをご覧ください。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【内容】妊娠週数に応じて健診内容が異なります。

※健診の時期：妊娠初期から 2 3 週・・・4 週間に 1 回

妊娠 2 4 週から 3 5 週・・・2 週間に 1 回

妊娠 3 6 週から出産まで・・・1 週間に 1 回

【助成額】・妊娠 4 0 週以降（1 回を限度）：上限 5,7 9 0 円（保険診療分は対象外）

・多胎妊娠の場合：上限 5,0 0 0 円、5 回まで（保険診療分は対象外）

妊婦歯科健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

心身の様々な変化や生活リズムの変化により、むし歯・歯周病がおこりやすい妊婦の歯の健康を保つために妊婦歯科健診をご案内しています。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【受診場所】町内の歯科医療機関

【費用】無料

【内容】問診、歯周検査、口腔清掃状態の診査及び歯科保健指導

【受診期間】出産予定日の 1 か月前まで

【持ち物】金ケ崎町妊婦歯科健康診査通知書（母子健康手帳交付時にお渡しします）、母子健康手帳、健康保険証

産前産後期間の 国民年金保険料免除制度

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111

一関年金事務所 ☎0191-23-4246

国民年金第 1 号被保険者の方は、住民課窓口または一関年金事務所へ申請により、出産前後の一定期間について国民年金保険料が免除されます。

【免除期間】出産予定日または出産する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は、免除期間が異なります。）

※出産とは妊娠 8 5 日（4 か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

【申請時期】出産予定日の 6 か月前から申請可能

- 【持 ち 物】基礎年金番号または個人番号が確認できる書類（年金手帳、個人番号カードなど）、本人確認書類
※出産前に申請をする場合は出産予定日がわかる書類（母子健康手帳など）
※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係を明らかにする書類（出生証明書など）

産前産後期間の 国民健康保険税免除制度

問 税務課 賦課係 ☎42-2111

国民健康保険被保険者の妊産婦の方は、税務課窓口へ申請により出産前後の一定期間について国民健康保険税が免除されます。

- 【免除期間】 出産予定日または出産する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、免除期間が異なります。）
※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）
【申請時期】 出産予定日の6か月前から申請可能
【持 ち 物】 個人番号が確認できる書類（個人番号カードなど）、出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳など）
※多胎の場合は人数分必要
※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係を明らかにする書類（出生証明書など）

妊産婦医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

妊婦・産婦の方の医療費を助成しています。
★詳しくは18ページをご覧ください。

妊婦インフルエンザ接種費用助成

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊娠中のインフルエンザ感染による重症化を防ぐことを目的として、予防接種費用の一部助成をしています。※任意予防接種となります。

- 【対 象 者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦
【接種期間】 毎年度10月～1月
【助 成 額】 1人1回上限1,500円
【申請方法】 医療機関で接種し、接種料金の全額を支払った後、子育て支援課窓口で申請手続きを行ってください。
【申請期限】 予防接種を受けた日の属する年度の末日まで
【持 ち 物】 領収書、予防接種済証、母子健康手帳、印鑑、口座番号が確認できるもの（通帳など）

妊産婦サポートタクシー助成券

問

子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

妊産婦のみなさんの安心安全な出産・子育てを支援するために、妊産婦タクシー助成券を妊娠届提出時または転入時に交付しています。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【助成内容】①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券：上限10,000円分（500円券×20枚）。通院や買い物等の外出時に利用できます。

②出産等支援タクシー助成券：上限160,000円分（40,000円券×4枚）。
出産等で医療機関に通院する時に利用できます。

※助成券の有効期限は、どちらも母子健康手帳交付日から1年間となります。

※転出した場合は使用できなくなりますので、子育て支援課へ助成券を返却してください。

【持ち物】母子健康手帳

※代理の場合は運転免許証などの身分証明が確認できる書類



ご利用案内チラシ ▲

妊産婦宿泊費等助成

問

子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

出産のため町外の宿泊施設に待機宿泊する費用を助成しています。また、多胎妊娠や切迫早産など、母子へのリスクが予想される妊産婦（ハイリスク妊産婦）の方が、周産期母子医療センターに通院や入院する際の交通費、出産のため待機宿泊する費用を助成しています。

【対象者】母子健康手帳を交付され、金ケ崎町内に住民登録をしている妊産婦

【助成内容】①一般妊婦：上限30,000円

妊婦・付添人1人分の待機宿泊に要する実費分
（限度3泊、1泊の上限5,000円）

②ハイリスク妊産婦：上限50,000円（宿泊費及び交通費の合計額）

＜宿泊費＞妊婦：待機宿泊に要する実費分

付添人：1人分の待機宿泊に要する実費分
（限度3泊、1泊の上限5,000円）

＜交通費＞妊産婦：公共交通機関及びタクシーは、実費分。

※自家用車は、算定基準額がありますので、お問い合わせください。

【申請】 出産日から6か月以内に次の書類を提出してください。

※年度ごとの申請となります。年度末の3月31日までに提出してください。

＜一般妊婦・ハイリスク妊産婦 共通＞

- ・金ケ崎町妊婦宿泊費等助成金交付申請書（様式第1号）
- ・宿泊費に係る領収書の写し

＜ハイリスク妊産婦のみ＞

- ・金ケ崎町妊婦宿泊費等助成金交付申請内訳書（様式第2号）
- ・ハイリスク妊産婦該当事項（様式第3号）
- ・母子健康手帳の写し（診療日、出産日及び出産予定日が記載されている部分）
- ・診療明細書及び領収書の写し（母子健康手帳に記載されている日以外でハイリスク妊娠・分娩に係る疾患の受診をした場合、他科でハイリスクに係る疾患で受診した場合）

パパママセミナー

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

これから出産・育児を迎える夫婦が協力して子育てができるように、妊娠・出産・育児について体験を通して学ぶ場です。

【対象者】金ケ崎町内に住民登録をし、妊娠5か月から9か月の妊婦とその配偶者

【開催日】年3回（対象者に個別案内いたします）

【内容】講話、赤ちゃんのお世話体験（お風呂、着替え、オムツ替え等）、妊婦疑似体験等

【持ち物】母子健康手帳

【申込み】開催日の3日前まで

妊婦訪問

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊娠9か月頃、町助産師が妊婦を訪問し、妊娠中の身体の変化に対する悩みや出産への不安、子育てに関する心配事などを面談でお聞きします。

【対象者】妊娠32週～35週頃の妊婦（対象時期に個別案内します）

【費用】無料

妊娠中の転出・転入・県外へ 里帰りをする時は・・・

問

子育て支援課 ☎44-4611

県外へ里帰りされる方

母子健康手帳交付の際にご相談ください。

金ケ崎町外へ転出される方

- ・母子健康手帳はそのままお使いいただけます。
- ・妊婦一般健康診査受診票は金ケ崎町を転出された日以降、ご使用できません。
- ・妊産婦サポートタクシー助成券を交付された方は子育て支援課まで返還してください。

金ケ崎町内へ転入される方

- ・母子健康手帳はそのままお使いいただけます。
- ・妊娠届の転入手続き及び妊婦一般健康診査受診票を発行しますので、母子健康手帳をお持ちになり、子育て支援課窓口におこしください。
- ・妊産婦サポートタクシー助成券を交付します。詳しくは9ページをご覧ください。

